

通年雇用を目指す季節労働者の皆様へ

助成金制度のご案内!!



季節労働者のみなさんのスキルアップ  を応援します!!

訓練費用の **半額** を助成 ^{※1} します!!
(上限額 = 10万円)

予算がなくなり次第終了します。(先着順)

※1 協議会が指定する教育訓練を受講し、資格検定試験に合格(免許証、修了証が発行される)した場合、資格取得に要した経費の半額(上限10万円)を助成します。
対象となる経費は、入学金・受講料等に限られます。

対象となる教育訓練

介護関係

- 居宅介護職員初任者研修 ● 介護職員初任者研修

運転教習

- 準中型免許 ● 中型免許 ● 大型免許 ● 大型特殊免許
- 普通二種免許 ● 中型二種免許 ● 大型二種免許 ● けん引免許

技能講習 関 係

各種技能講習・実技教習など多数【一部抜粋】

- 床上操作式クレーン運転技能講習 ● はい作業主任者技能講習
- 地山掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習 ● ショベルローダー等運転技能講習 など



厚生労働大臣が指定した教育訓練(通学または通信講座によるもの)

助成の対象者・利用申請

- ・裏面をご覧ください。
- ・受講申込前に事前相談が必要です。必ず当協議会へご相談ください。(受講後のお申込は受付けておりません。)

助成金交付申請手続き

- ・助成金交付の最終申請日は、令和8年3月3日(火)です。
(最終申請日までに合格後発行された免許証、修了証等が必要です。)
- ・最終申請日を過ぎた場合、助成金の申請は出来ません。【期日厳守】
- ・その他、詳細につきましては、協議会までお問い合わせください。



期日
厳守

対象となる訓練等、詳細についてはHPをご覧ください。

滝川通年



事業の対象となる季節労働者の方



- 1 芦別市、赤平市、滝川市、新十津川町、雨竜町 に住民登録があり、通年雇用化を望まれている方。
 - 2 現在就労されている方で、雇用保険の「短期雇用特例被保険者」として雇用されている方。
 - 3 現在離職されている方で、前年度(令和6年度内)において、雇用保険の被保険者種類が「短期雇用特例被保険者」であった方。
- ※ ③ は、令和6年4月1日以前に離職した方を除く。

この書類を確認 ↓ ※証明書類が必要です。

A 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(被保険者通知用)

雇用保険被保険者資格取得等確認通知書
(被保険者通知用)

公共職業安定所 滝川市役所

被保険者番号 確認(受理)通知年月日 資格取得年月日 取得時被保険者種類 (1又は3 一般 4又は5 高齢者 2又は6 短期)

被保険者氏名 生年月日(元号-年-月-日) (2 大正 3 昭和 4 平成)

事業所名称 転勤の年月日

3
この数字が
の方

B 雇用保険特例受給資格者証

雇用保険特例受給資格者証 (特) (第1表)

1. 支給番号 2. 氏名 3. 被保険者番号 4. 世帯主 5. 雇用主 6. 生年月日 7. 求職番号 8. 住所又は居所 9. 支払方法(記号)(口座番号・金融機関名・支店名)

10. 資格取得年月日 11. 離職年月日 12. 離職理由 13. 60歳到達時賃金日額 14. 離職時賃金日額 15. 給付制限 16. 求職申込年月日 17. 認定日 18. 受給期間満了年月日 19. 基本手当日額 20. 所定給付日数 21. 通算被保険者期間 22. 離職前事業所 23. 再就職手当支給歴 24. 特例表示(災害時、一括、通称、市町村)

安定所連絡メッセージ
安定所連絡メッセージ
管轄公共職業安定所又は
管轄地方労働局所在地
電話番号

C 雇用保険被保険者 離職票 - 1

様式第9号(第7条関係)(1)(第1面)
交付番号 交付年月日 雇用保険被保険者 離職票 - 1
資格喪失確認通知書(被保険者通知用)

被保険者番号 1. 被保険者番号 2. 資格取得年月日 3. 離職年月日 4. 被保険者種類 (1又は3 一般 4又は5 高齢者 2又は6 短期) 5. 再交付表示 (1 再交付)

離職者氏名 性別 生年月日(元号-年-月-日) (2 大正 3 昭和 4 平成) 離職理由 (1 退職 2 退職以外の理由 3 事業主の都合による離職 4 事業主の都合による離職) 離職票交付希望 (1 希望 2 希望しない)

事業所番号 管轄区分 事業所名称 産業分類

6. 個人番号 7. 雇用保険被保険者番号 8. 住所管理番号

C 雇用保険被保険者 離職票 - 2

様式第9号(2) 雇用保険被保険者離職票 - 2

1. 被保険者番号 2. 資格取得年月日 3. 離職年月日 4. 被保険者種類 5. 再交付表示 6. 離職理由 7. 事業主の都合による離職 8. 事業主の都合による離職 9. 事業主の都合による離職 10. 事業主の都合による離職 11. 事業主の都合による離職 12. 事業主の都合による離職 13. 事業主の都合による離職 14. 事業主の都合による離職 15. 事業主の都合による離職 16. 事業主の都合による離職 17. 事業主の都合による離職 18. 事業主の都合による離職 19. 事業主の都合による離職 20. 事業主の都合による離職 21. 事業主の都合による離職 22. 事業主の都合による離職 23. 事業主の都合による離職 24. 事業主の都合による離職 25. 事業主の都合による離職 26. 事業主の都合による離職 27. 事業主の都合による離職 28. 事業主の都合による離職 29. 事業主の都合による離職 30. 事業主の都合による離職 31. 事業主の都合による離職 32. 事業主の都合による離職 33. 事業主の都合による離職 34. 事業主の都合による離職 35. 事業主の都合による離職 36. 事業主の都合による離職 37. 事業主の都合による離職 38. 事業主の都合による離職 39. 事業主の都合による離職 40. 事業主の都合による離職 41. 事業主の都合による離職 42. 事業主の都合による離職 43. 事業主の都合による離職 44. 事業主の都合による離職 45. 事業主の都合による離職 46. 事業主の都合による離職 47. 事業主の都合による離職 48. 事業主の都合による離職 49. 事業主の都合による離職 50. 事業主の都合による離職 51. 事業主の都合による離職 52. 事業主の都合による離職 53. 事業主の都合による離職 54. 事業主の都合による離職 55. 事業主の都合による離職 56. 事業主の都合による離職 57. 事業主の都合による離職 58. 事業主の都合による離職 59. 事業主の都合による離職 60. 事業主の都合による離職 61. 事業主の都合による離職 62. 事業主の都合による離職 63. 事業主の都合による離職 64. 事業主の都合による離職 65. 事業主の都合による離職 66. 事業主の都合による離職 67. 事業主の都合による離職 68. 事業主の都合による離職 69. 事業主の都合による離職 70. 事業主の都合による離職 71. 事業主の都合による離職 72. 事業主の都合による離職 73. 事業主の都合による離職 74. 事業主の都合による離職 75. 事業主の都合による離職 76. 事業主の都合による離職 77. 事業主の都合による離職 78. 事業主の都合による離職 79. 事業主の都合による離職 80. 事業主の都合による離職 81. 事業主の都合による離職 82. 事業主の都合による離職 83. 事業主の都合による離職 84. 事業主の都合による離職 85. 事業主の都合による離職 86. 事業主の都合による離職 87. 事業主の都合による離職 88. 事業主の都合による離職 89. 事業主の都合による離職 90. 事業主の都合による離職 91. 事業主の都合による離職 92. 事業主の都合による離職 93. 事業主の都合による離職 94. 事業主の都合による離職 95. 事業主の都合による離職 96. 事業主の都合による離職 97. 事業主の都合による離職 98. 事業主の都合による離職 99. 事業主の都合による離職 100. 事業主の都合による離職

- ②に該当する方⇒ **A**
- ③に該当する方⇒ **B** や **C** など

現在の状況によって、管轄するハローワーク(雇用保険適用課)への確認が必要となる場合があります。不明な点がある場合、**A**については事業所、その他については協議会に問い合わせてください。



お問い合わせ

滝川地域通年雇用促進協議会

〒073-8686 滝川市大町 1 丁目 2 番 15 号
滝川市役所 産業振興課内(4 階)

T E L (0125) 28-8030
E - m a i l koyou@takikawa-tsunen.jp
U R L https://takikawa-tsunen.jp

8:30~17:15 (土・日曜日、祝日および12月29日~1月3日は除く)



滝川通年